

社会福祉法人南紀のぞみ会と「建築物木材利用促進協定」を締結しました

和歌山県は、紀州材を用いた建築物の木造化・木質化を推進しています。

このたび、和歌山県と社会福祉法人南紀のぞみ会は、紀州材の積極的な活用における協力・連携により、2050年カーボンニュートラルの実現や山村地域の活性化等に貢献することを目的とした建築物木材利用促進協定を締結しました。

1. 協定の締結日

令和7年10月22日

2. 協定期間

協定締結の日から令和11年度末（令和12年3月31日）まで

3. 協定の概要

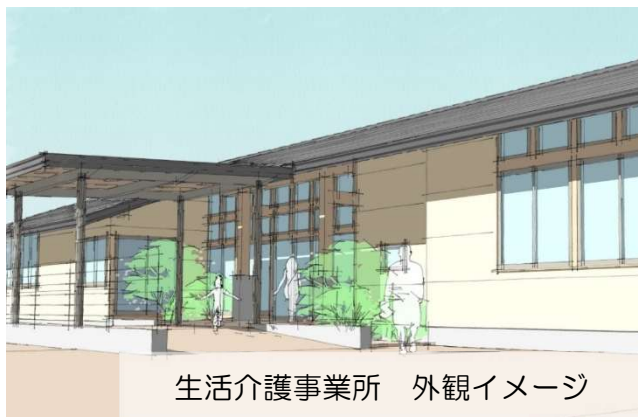
社会福祉法人南紀のぞみ会は、自法人の施設整備にあたり、構造等に紀州材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に取り組みます。

《具体的な取組内容》

（1）新たな施設整備や既存事業所の改修時には、構造等に紀州材を積極的に活用します。

（2）施設利用者や施設関係者等に対し、紀州材利用の意義や利点について、積極的に情報発信をします。

また、県はこれらの取り組みを支援して参ります。



生活介護事業所 外観イメージ



生活介護事業所 構造部分



（連絡先）

農林水産部森林林業局林業振興課

木材産業班 担当：宮本、森口

電話：073-441-2968（内線：2968）

西牟婁振興局農林水産振興部林務課

担当：土井、吉田

電話：0739-26-7911（内線：350）

《参考》

【社会福祉法人南紀のぞみ会について】

和歌山県田辺市に拠点を置く社会福祉法人として、昭和 57 年 2 月の活動開始以来、障がい者福祉に積極的に貢献し、地域社会において重要な役割を担っている。「事業経営の透明性を確保し、利用者、保護者、地域から信頼される拠点施設」を基本理念に掲げ、施設利用者一人ひとりの意向を尊重した支援を行っている。そのため、多様な福祉サービスを柔軟に提供できるよう、福祉事業を幅広く展開している。

現在、令和 7 年度内の完成を目指し、田辺市内に生活介護事業所を建築中である。利用者が心地よく安心して生活できる環境の整備を目指し、地域資源である紀州材を採用された。

【建築物木材利用促進協定制度について】

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市(まち)の木造化推進法）」（令和 3 年 10 月施行）に基づき、事業者が建築物における木材利用の促進に関する構想を実現するため、国又は地方公共団体と協定を締結できる。

和歌山県ではこれまでに建築物木材利用協定を 12 件締結しており、今回が 13 件目となる。